



要

論

書

浮島丸沈没の真相調査並に遇死者の遺骨處理依頼に關して

一九四五年八月二十四日韓國海軍波賀沖において沈没した浮島丸は戰時中日本帝國主義者がその戦争目的遂行の爲に、強制徵用し青森縣大湊元治島要港の施設工事に従事した明鮮人労働者並にその家族等八十數百名、富士乗船者の證言による数字を乗せて向大湊港を出港、釜山港に向う途中、埋田不明の炸薬奇襲を計り入港途中に爆破沈没したものでありますか、同船の沈没と同時に溺死した五十の可憐なる人々の遺骨も残星稟の間、網干の潮にさらされたそのままになつておるのが現状であります。然るに日本政府並に關係當局は、この事に關する何等の討罪をも持たぬばかりか、近來には同船体に「暴棄を仕掛け、そのまま破壊しようとする等」に對する許可までも出しておるのが實狀であります。

以上の事實は民主憲法の字句を飾りに、口で民主主義をとなえる日本政府が如何に帝國主義的暴虐性をそのままに内包しておるかを物語つておるの